岩手県告示第293号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成26年3月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 稲荷平工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡岩泉町門字下見内川9番地1
 - ウ 代表者の氏名 稲荷平二郎
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-23) 第5180号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年2月7日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業 、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成26年2月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 久多良建設
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡葛巻町葛巻第6地割149番地
 - ウ 代表者の氏名 久多良六太
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-21)第6802号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般 建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年2月18日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工 事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成26年3月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社みちのく重工
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市藤沢21地割108番地7
 - ウ 代表者の氏名 松本幸雄
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-23) 第9578号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年3月5日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 平成26年3月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐々木タイル
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市向中野字細谷地62番地4
 - ウ 代表者の氏名 佐々木正
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-25) 第10104号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業及びタイル・れんが・ブロツク工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成26年3月12日付けでとび・土工工事業及びタイル・れんが・ブロツク工事業を廃止した旨 の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 5(1) 処分をした年月日 平成26年3月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社中央企画
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市東宮野目第11地割78番地1
 - ウ 代表者の氏名 藤原正克
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-21)第40111号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年2月27日付けでとび・土工工事業・ほ装工事業・塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。